

マッチングイベントをコアコンテンツとした「子育て環境日本一」 に関するブランディング等の総合プロデュース業務仕様書

1 委託業務名

マッチングイベントをコアコンテンツとした「子育て環境日本一」に関するブランディング等の総合プロデュース業務（以下、「本業務」という。）

2 趣旨

「子育て環境日本一」の実現に向けて、子育て世代及び学生と「子育てにやさしい」企業との優先的なマッチングを図るとともに、「子育て環境日本一」の下に実施されている各種施策に統一的なブランディングを行い、京都府内外へ広く「子育てをするなら京都で」という認識を浸透させることで「子育てにやさしい」企業の波及的な増加を実現する。

3 業務概要

上記2の趣旨を実現するため、以下の業務を行うこと。なお、その際は全体の事業が体系的に繋がった取組であるということがわかるよう、一貫したブランディングの思想のもとで行うこと。

(1) 「子育て環境日本一」の京都府内外への打ち出し、府民への浸透を図るために有効な各種プロモーションの実施。その際働きやすい職場環境づくりに係る京都府が作成した先進事例集等を活用し、子育て環境日本一行動宣言実践企業等のPRに重点を置くこと。

(2) マッチングイベントの開催

コアコンテンツとして、以下の条件に従ってマッチングイベントを開催すること。

ア 回数：1～2回

イ 想定される参加者：

○これから子育てに取り組む・子育て中の若年求職者

○令和6年3月大学卒業予定者及び卒業後3年以内の新卒者

ウ 参加企業：子育てしやすい職場環境づくりに取り組む企業

エ 開催方法：対面とオンラインのハイブリッドで開催

オ 会場：京都経済センター等交通至便かつ「子育て環境日本一」をPRすることに最適となる場所

(3) その他、本府が必要と認める事項及び(1)(2)に付帯する業務

4 留意事項

- 事業の進捗状況の報告や課題等を共有・協議するため、少なくとも月に1回以上定期的に京都府との打合せ会議を行うこと。また、資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- 事業の進捗状況に遅れ等が生じる場合には、要因を十分に分析するとともに、京都府の評価・指示の下、改善に取り組むこと。また要因分析や改善案を記載した文書を作成し、京都府に報告すること。
- 3（1）についてはプロモーション活動による認知度向上の効果を分析し、実績報告時に数値によって示すようにすること。
- 3（2）については以下の点に留意すること。
 - ・京都府子ども・青少年総合対策室が所管する「きょうと婚活応援センター」「あったか子育てきょうと表彰」や男女共同参画課が所管する「マザーズジョブカフェ」といった京都府の他部局とも連携してイベントを実施する。
 - ・イベント参加者のその後の就職状況の追跡調査を実施して、京都府に報告する。また参加者及び参加企業に対して実施後アンケートを行い、分析した上で京都府に報告する。

5 人員配置体制

3に記載の業務の運営が可能な人員を配置することとし、最低でも以下の人員を配置すること。なお、それらの者は日報等により、従事時間を管理するとともに、常に京都府と連絡可能な体制を整えることとし、業務遂行に課題があると京都府が認める場合は、直ちに人員体制を見直すこと。

(1) 事業責任者：1名

上記3に記載の業務を行うための事業責任者として、京都府、関係団体、企業との調整や協議の窓口、それぞれの業務の進捗管理、事業全体の企画立案等を行うこと。

(2) 事業推進員：1名

主として上記3に記載の業務を担当すること。

6 業務運営に係る目標数

業務運営に係る最重要目標として、以下の項目を管理すること。なお、詳細は京都府と協議・調整の上、最終決定するものとする。

ア マッチングイベント来場者数	100名以上
イ 京都ジョブパーク新規登録者数	50名以上
ウ マッチングイベントにおける就職者数	【総数】10名【正規のみ】5名

7 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）及びその他関係法令に基づき、適正に管理し取り扱うこと。

京都府個人情報保護条例

（事業者の責務）

第32条 事業者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努め、適正な取扱いに努めなければならない。

2 事業者は、次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないよう特に慎重に取り扱わなければならない。

- （1） 思想、信条及び信教に関する個人情報並びに個人の特質を規定する身体に関する個人情報
- （2） 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

3 事業者は、個人情報の保護に関する府の施策に協力しなければならない。

個人情報保護法

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

8 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費
- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広報費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス 京都府と協議して認められた経費

※一般管理費については、当該企業の社内規定等で本体事業費における一般管理費の割合について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合などは、当該割合による一般管理経費の計上が可能。

9 実績報告

(1) 実績等の報告内容

- ア 実施事業の概要
- イ 本業務に要した経費内訳
- ウ その他、本業務の委託契約締結後、京都府から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告しなければならない。

(2) 報告時期等

- ア 受託事業者は、本業務が完了したときは、業務の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い期日までに委託業務の成果及び目標の達成状況を記載した事業実績報告書（様式8及び同様式別紙1・2）に以下11（3）に規定する会計関係帳簿類等、労働関係帳簿類及び本業務の出納通帳の写しを添えて、京都府に提出すること。

なお、上記の期日が事業期間の途中である場合でも、令和5年3月10日までに見込みとして委託業務の成果及び目標の達成状況を記載した事業実績報告書に、以下11（3）に規定する会計関係帳簿類等、労働関係帳簿類及び本業務の出納通帳の写しを添えて期日までに提出することとし、その場合は、確定後の事業実績報告書を事業の完了の日が属する年度の3月31日までに以下11（3）に規定する会計関係帳簿類等及び本業務の出納通帳の写しを添えて、京都府に提出すること。

- イ 受託事業者は上記内容が確認できる書類として、以下11（3）に掲げる書類を事業終了後5年間保存しておかななければならない。

なお、事業の進捗状況や実績、経費の執行状況については、京都府から報告等を求められた場合は、速やかに対応すること。

10 支払い

委託料の支払いは、原則事業終了後の精算払いとする。ただし、事業の円滑な推進を図るため、必要な場合は、人件費相当額について、請求がある場合限り、前払いするものとする。

1 1 その他業務実施に当たっての留意点

- (1) 受託事業者は、業務の趣旨に沿った運営を行うこと。また、本事業の推進に必要な情報を自主的に収集し京都府に報告するとともに、有益な提案を積極的に行うこと。
- (2) 本業務は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (3) 受託事業者は、本業務の実施に当たって、本業務とその他の事業との経理を明確に区分するとともに、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに事業に従事するスタッフ等の労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書及び社会保険等手続書類等の労働関係帳簿類を整備すること。また、当該書類を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 受託事業者は、事業実績報告書の記載内容が確認できる書類として、上記(3)に規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類等の写しを京都府に提出すること。
- (5) 本業務は、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、受託事業者は、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- (6) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と受託事業者が協議して決定するものとする。

1 2 業務上の留意事項

- (1) 事業に伴う収入の取扱い
本事業により事業収入が発生した場合、京都府と受託事業者は協議の上、必要な場合は、委託料を変更するものとする。
- (2) 財産権の取扱い
委託事業により生じた特許権等の知的財産権は、本事業の委託者である京都府に属するものとする。
- (3) 上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき委託業務の一部又は全部を解除し委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させる場合がある。
- (4) 京都府の事業展開により、業務の変更又は新たな業務が加わることがある。